

別 紙

答申第98号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が部分公開決定した本件異議申立ての対象となった公文書の非公開部分のうち、推薦人の姓及び所属名を除き公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成23年12月28日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容

島根県原子力安全顧問（顧問制度創設以降すべての）について

①顧問の経歴（学歴、職歴、所属機関（学会）、主な論文著書）

②顧問選任過程の分かる文書

③県顧問として従事した仕事の内容の分かる文書

④③に係る謝金

(3) この請求に対して、実施機関は対象公文書を特定し、平成24年1月18日付けで次のような決定を行った。

公文書、公開しない部分及びその理由：別表のとおり

(4) 異議申立人は、対象公文書のうち、「島根県原子力安全顧問会議（仮称）の設置について（案）」、「島根原子力発電所の耐震安全性に関する専門家候補について（案）」及び「電話録取票」に係る部分公開決定を不服として同年1月25日に異議申立てを行った。

(5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、同年2月6日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

本件対象公文書の部分公開決定を取り消し、全部公開を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見陳述等による主張の要旨は次のとおりである。

ア 条例第7条第6号について

①本号は、事務又は事業の適正な遂行に著しい支障があるものと規定している。

「支障」の程度については、名目的なものではなく、実質的なものであることが要求される。実施機関のいう「誤解と混乱、候補者本人に及ぼす不利益」には、どのような実質があって、どのような支障があるというのか具体的に明らかにされていない。

公開することの利益との比較考量によっても、「著しい支障が生ずるおそれがある」とまでは認められず、本号には該当しない。

②選ばれなかった候補者についての情報は、島根県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）が公正・中立に選任されているか、利益相反も含めて、県民にとっては島根原子力発電所の稼働に関わる極めて重要な情報であり、非公開事由は厳格に適用されなければならない。

イ 条例第7条第2号について

①県が顧問に選ぶような有名な人物であれば、この程度の情報は個人情報といえるものではなくて、インターネットで引けばどこでもでてくる。

②顧問に選任されなかった候補者というのは、所属、専門分野、国や県の機関、委員会のメンバーであるかといったことは、もちろん胸を張って公表されるべきことである。最低限候補者の名前を非公開にすれば公開できる部分があるのではないか。

③顧問の人選がいかようになされるかということは、県民の生命、身体、財産に非常に大きな影響を持つと考える。

(3) 条例第15条について

実施機関は、候補として検討し候補者の個人情報を収集する段階において、候補者本人の了承をとるべきであった。少なくとも情報公開請求があった段階で、条例第15条を適用し候補者本人に意見を求めるべきであった。第三者照会して公開して欲しくないとは返答があればしょうがない。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び意見陳述等による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 条例第7条第6号該当性について

ア 顧問の選任にあたっては、専門分野ごとの候補者を検討することになるが、この候補者は検討段階のもので当然候補者本人の承諾を得たものではない。この候補者の情報が公開されると、本人が承知していないところで候補者になり、現に顧問にもなっていないとなれば、その候補者本人に不利益を及ぼすおそれがある。

イ 候補者本人が知らないところで、あたかも当該者に何かいけない理由、例えば利益相反等があつて選任されなかったかのように、請求者の誤解やそれに付随して社会的混乱を招くこと、候補者本人に迷惑をかけることになる。

これについては、実際に混乱を招いたケースがある。ある団体が、全国の原子力関係に関わる道県の審議会などにおける委員について、いろいろな所属機関等から情報公開を行って得られた情報でもって、例えば今の電気事業関係の企業から研究費や寄附等の資金提供を受けたというような情報を開示された。その際、実際はそうした電気事業関係の企業からではない研究費等についても、正確な情報がないにもかかわらず、そういったところから資金提供を受けたというような形で発表がされた。その後、団体は再度確認を綿密にされて、誤っていたということで謝罪をされ、行政、あるいは報道機関にも訂正、おわびがされたと聞いている。このように、情報を得られた人の主観的なとらえ方で仮に発表されたりすることもあり得るし、実際に発表後訂正したような混乱を招くケースがあり、請求をした側が、受けとめる側としての誤解のリスクがあることを懸念する。

ウ 特定の候補者に対して何らかの報道、取材がなされることが想定されるし、

現になされたこともある状況の中で、そのような負担がかかる役職を自ら進んで受けてもらえるか疑問である。すなわち、特定分野において候補者を選ぶというのはピックアップすることが難しい状況にある中で固辞されるような状況を生めば、事務に対して支障が生じると考える。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 個人が特定されるという部分では、個人情報の問題もある。所属、職名、経歴等が公開されることによって個人を特定できる情報にもつながるということから、部分公開も適当ではない。

イ 候補者を選任するという個人との生命、身体、財産の安全性との因果関係、顧問の職務権限の範疇もとらえる中で、公開を判断する部分にそこまで考え得たかどうか。生命ということと個人の情報という比較はできない。

(3) 条例第15条について

候補者本人に対して、候補者に挙がっていること自体を承知いただいているので、第三者に対する意見照会は必要ないという判断をしている。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 実施機関が部分公開とした対象公文書について

本件対象公文書は、顧問の選任過程の分かる文書として、顧問の候補者が一覧になった表及び選任にあたり原子力安全保安院に確認した内容が記載された電話録取票である。

(3) 選任されなかった候補者の氏名、年齢、所属・職名、専門分野等及び原子力安全保安院の発言内容

ア 条例第7条第6号該当性について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務・事業に関する情報について、当該事務・事業の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

実施機関は、公開後の情報が実施機関の意図しない形で利用されることを懸念しているが、これは公開することによる実質的な支障ではない。情報公開請求は何人にも認められ、原則公開する義務があり、非公開情報は条例で限定的に規定されている。公開請求された情報が非公開事由に該当するかどうかは、

情報に即して客観的に行われるべきであり、請求者が誰であるか、請求者の意図が何であるか、利用目的が何か等によって左右されるものではない。

公開された情報の利用については、条例第4条に規定するとおり、公開によって得た情報を適正に使用しなければならず、その利用方法によっては、公開を受けた情報を利用することが権利の濫用になる場合もあり得るが、それは別個の問題であり、公開可否の判断には影響を及ぼすものではない。

当審査会で公文書を見分したところ、候補者についての個別的評価や選任されなかった理由について候補者個人の責めに帰すような情報は無く、候補者本人に不利益を直接及ぼすおそれがあるとは認められない。

また、選任されなかった候補者への具体的な負担及び固辞へとつながる相当程度の蓋然性を認めることはできないため、本号に該当しないと判断する。

イ 条例第7条第2号該当性について

①本号本文該当性について

本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は非公開とすることを定めたものである。

顧問の候補者として実施機関が検討した特定の個人の氏名は、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

また、年齢、所属・職名、専門分野等について、実施機関がインターネット等広く一般に公表されている情報から入手したものであり、実施機関が既に公開した分野、表題部分及び公になっている情報と照合することにより、当該候補者が誰であるのか識別することができるものと認められる。原子力安全保安院の発言内容についても同様であり、これらは本号本文に該当すると判断する。

②本号ただし書きア該当性について

本号ただし書きアは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たる場合は、公開すべきことを定めている。

異議申立人は、非公開とされた氏名等は、実施機関がインターネット等一般に公表されている情報から収集したものであるから、公開しても問題ない旨主張している。しかし、いかなる人物が顧問の候補者として検討されていたかという情報が一般に公にされているという事実はなく、また、これを公開する慣行も特段存在していないと認められる。したがって、本号ただし書きアに該当しないと判断する。

③本号ただし書きイ該当性について

本号ただし書きイは、通常は非公開とされる個人に関する情報であっても、人の生命、身体、財産の保護のため公にすることが必要と認められる情報に当たる場合は、公開すべきことを定めている。

なお、このことは、人の生命、身体、財産に現実に被害が発生している場合に限られず、将来これらに対する侵害が生ずるおそれがある場合にも、公開する利益とそれによって受ける不利益を十分に検討したうえで、判断すべきものである。

異議申立人は、顧問の意見が島根原子力発電所の再稼働に向けて非常に大きな意味を持ち、顧問の人選がいかようになされるかということは、県民の生命、

身体、財産に非常に大きな影響を持つものであるから、公開すべき旨主張している。

一方、実施機関は、顧問は原子力関係について権限を有してはならず、あくまで助言という立場で県等に意見をいただくものであり、人の生命等の保護と候補者の個人情報の保護の比較はできない旨を主張していることから、顧問の性質や顧問に関係する諸事情を踏まえながら、この2つの利益の関係性について考察する。

そもそも、顧問は、平成20年9月の島根県原子力安全顧問制度創設により県が委嘱したものである。県は、それまで島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会に置いていた専門家に地質、地震、耐震構造に関する分野の専門家を新たに加えて顧問とすることにより、原子力発電所の安全確保に係る各分野の専門家からの助言を受ける体制を拡充してきた。

また、これに関連して、さらに島根原子力発電所の周辺住民が発電所の立地条件や安全性について強い関心と呼ぶ事態として、福島第一原子力発電所の事故が発生したところである。この事故を教訓に県においても人の生命、身体等への危害の発生の可能性に対して、安全確保をどのようにすべきか対応が重要な課題となっている。実施機関の主張のとおり、顧問には島根原子力発電所の再稼働等に向けた権限はないが、原子力発電所の安全性の諸課題に取り組む県等に高い専門性をもって助言を行うことからすれば、周辺住民の生命、身体等の保護のため重要な立場、職務を担っていると考えられる。したがってまた、周辺住民にとっては、顧問が誰になるかということが自身の生命等に関わる重要な情報となり、周辺住民は顧問の選任過程に対しても強い関心を持たざるを得ないと考えられる。

このような状況から、選任されなかった候補者の情報を含む選任過程を公にすることは、人の生命、身体、財産を保護するため必要であると認められる。

また、本件公文書の中には、候補者についての個別的評価や選任されなかった理由について候補者個人の責めに帰すような情報は無いことから、住民の生命、身体、財産を保護するために非公開とすることにより保護される利益と公開することにより保護される利益とを比較衡量したときに、後者が優越するものと判断する。したがって、本号ただし書きイに該当し、公開すべきである。

(4) 推薦人の姓、職名及び所属名

条例第7条第2号及び同条第6号該当性について

実施機関が非公開とした情報のうち、顧問の選任にあたり候補者を推薦した者の姓及び所属名については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、第2号本文に該当する。また、同号ただし書きのいずれにも該当しない。

また、公開することにより推薦人が識別されるということになれば、外部等関係者からの問い合わせや圧力が生じることを危惧する余り、誰からも推薦を得られなくなるなど、適正な選任事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、第6号に該当する。

(5) 条例第15条について

条例第15条第1項及び第2項は、公開請求に係る公文書に県及び公開請求者以外の第三者に関する情報が記録されているときには、公開決定の前に当該第三者に対して意見書提出の機会を付与することを規定している。

異議申立人は、選任されなかった候補者について、第1項により意見照会すべき旨を主張している。しかし、同項に規定する第三者に対する意見書提出の機会の付与は、任意的な意見聴取であり、実施機関が当該情報が第7条第6号に該当し、公開する公益性もないと判断すれば、意見照会する義務はないものである。したがって、これを行わないからといって直ちに違法となるわけではない。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

文 書 名	公開しない部分	理 由
島根県原子力安全顧問会議（仮称）の設置について（案）	候補者（顧問以外）の情報	第7条第6号
島根原子力発電所の耐震安全性に関する専門家候補について（案）	候補者（顧問以外）の情報	第7条第6号
電話録取票	候補者（顧問以外）の情報	第7条第6号
島根原子力発電所周辺環境安全対策協議会の今後の取扱いに関する協議	—	
電話（口頭）録取票	—	
電話（口頭）録取票	—	
島根県原子力安全顧問の設置について（H20.9.18起案）	—	
島根県原子力安全顧問就任に関する委嘱状交付、打合せ等について（H20.10.16起案）	住所の詳細	第7条第2号
島根県原子力安全顧問との協議（意見聴取）に係る経費の支出について（H20.12.15起案）	住所の詳細	第7条第2号
島根県原子力安全顧問との協議（2／1意見交換）に係る経費の支出について（H21.1.28起案）	—	
島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会に伴う島根県原子力安全顧問の報酬及び費用弁償について（H21.2.2起案）	住所の詳細	第7条第2号
島根県原子力安全顧問との協議（意見交換）に係る経費の支出について（H21.7.24起案）	住所の詳細	第7条第2号
島根県原子力安全顧問との協議（意見交換）に係る経費の支出について（H21.10.5起案）	住所の詳細	第7条第2号
島根県原子力安全顧問との協議（意見交換）に係る経費の支出について（H22.1.26起案）	住所の詳細	第7条第2号
島根県原子力安全顧問との協議（意見交換）に係る経費の支出について（H22.2.8起案）	住所の詳細	第7条第2号
島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会に伴う島根県原子力安全顧問の報酬及び費用弁償について（H22.3.11起案）	委員の住所、出発地、到着地、費用弁償の内訳 顧問の住所の詳細	第7条第2号
島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会に伴う島根県原子力安全顧問の報酬及び費用弁償について（H22.3.23起案）	住所の詳細	第7条第2号

文 書 名	公開しない部分	理 由
岡顧問（県原子力安全顧問）との協議状況	—	
復命書（H22.5.27）	—	
島根県原子力安全顧問との協議（意見交換）に係る経費の支出について（H22.9.6起案）	住所の詳細 債権者番号	第7条第2号
島根県原子力安全顧問との協議（意見交換）に係る経費の支出について（H22.9.9起案）	住所の詳細	第7条第2号
島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会等に伴う島根県原子力安全顧問の報酬及び費用弁償について（H22.9.28起案）	住所の詳細	第7条第2号
島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会等に伴う島根県原子力安全顧問の報酬及び費用弁償について（H23.3.8起案）	住所の詳細	第7条第2号

(諮問第114号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成24年 2月 6日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成24年 3月12日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成24年 4月 2日	異議申立人から意見書を受理
平成24年 7月12日 (審査会第1回目)	審議
平成24年 8月 2日 (審査会第2回目)	審議
平成24年 9月 6日 (審査会第3回目)	審議
平成24年10月25日 (審査会第4回目)	異議申立人から意見陳述
平成24年11月15日 (審査会第5回目)	実施機関から意見陳述
平成24年12月20日 (審査会第6回目)	審議
平成25年 1月24日 (審査会第7回目)	審議
平成25年 2月21日 (審査会第8回目)	審議
平成25年 3月28日 (審査会第9回目)	審議
平成25年 4月25日 (審査会第10回目)	審議
平成25年 5月30日 (審査会第11回目)	審議
平成25年 6月26日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元（株）山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
丸山 創	弁 護 士	
本藤三世子	（財）しまね女性センター経営委員	H24.10.2まで
横地 正枝	行 政 書 士	H24.10.3から